

### 個人市民税・県民税

#### 課税は

個人市民税は、前年の所得に応じて「均等割」と「所得割」の合算額により、県民税と併せて課税されます。納税義務者は、1月1日現在市内に住所があり、前年中に一定以上の所得があった人です。

#### 申告は

税額は、前年の収入を基に所得に応じて算出されます。毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、給与または公的年金収入のみの人、所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。

### 法人市民税

#### 課税は

法人市民税は、市内に事務所または事業所のある法人などに課税されるもので、「均等割」と法人などの所得（法人税の税額）に応じて課税される「法人税割」とがあります。

納税義務者は次の3つに区分されます。

- (1) 市内に事務所または事業所がある法人（均等割と法人税割）
- (2) 市内に事務所または事業所はないが、寮などがある法人（均等割）
- (3) 法人でない社団、または財団（代表者または管理人の定めのあるもの）で、市内に事務所または寮などがあるもの（均等割）ただし収益事業を行うもの（均等割と法人税割）

#### 申告と納税は

均等割のみ納める公益法人などは4月30日までに申告、それ以外の法人は、その法人の事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に申告し、納税します。

### 軽自動車税

#### 課税は

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕車含む）、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

#### 軽自動車の登録と廃車は

下記の窓口で手続きをしてください。

種類	届け出窓口
125ccまでのバイクと小型特殊自動車（農耕車含む）	本庁税務課・各支所
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会愛媛事務所 松山市南高井町1814-2 ☎050-3816-3124
125ccを超えるバイク	四国運輸局愛媛運輸支局 松山市森松町1070 ☎050-5540-2076

### 国民健康保険税

#### 課税は

国民健康保険税は、国民健康保険事業を行うための目的税です。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けられますが、いずれも所得割、資産割、世帯別平等割、被保険者均等割の計算によって算出され世帯主に課税されます。

#### 軽減制度

所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得に応じた、軽減制度があります。軽減適用世帯に対し、世帯別平等割額、被保険者均等割額を軽減します。ただし、申告のない世帯は、軽減を受けることはできないので、必ず申告をしてください。

広 告

税務相談・税務代理・税務書類作成

矢野啓文  
税理士事務所

Yano Hirofumi Tax Accountant Office

税理士 矢野啓文  
行政書士

大洲市中村569番地7

Tel (0893) 24-4561

Fax(0893) 24-6707



## 固定資産税

### 課税は

毎年1月1日現在、市内に土地・家屋および償却資産(事業用資産)を所有している人に課税されます。

税額は、課税標準額に税率(1.4%)を乗じて算出されます。原則、課税標準額＝評価額ですが、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合など、必ずしも課税標準額と評価額が一致するとは限りません。

### 評価替え

土地・家屋は、3年ごとに評価額が見直されます。評価額が確定すると、土地の現況地目の変更、家屋の新・増築などの特別の事情がない限り据え置かれ、原則

3年間はこの評価額を基に課税標準額が算出されます。償却資産は、所有者が、毎年1月1日現在の所有状況について、1月末日までに申告してください。

### 固定資産の価格を知りたいときは

所有している固定資産の評価額を知りたい人は、税務課または各支所で固定資産課税台帳を閲覧できます。土地または家屋にかかる固定資産税の納税者は、毎年4月1日から最初の納期限までの間、固定資産課税台帳をもとに作成され、市内の土地・家屋の評価額などが記載された土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

## 税納期一覧

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税		全期										
固定資産税	1期 (全期)			2期		3期		4期		5期		
個人市県民税			1期 (全期)		2期		3期		4期		5期	
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納付期限は毎月月末。ただし12月は、25日が納付期限(当日が休日の場合は翌営業日)

※平成31年度から納期が5期から4期に変更になります。固定資産税の3期が9月から12月に、4期が11月から2月に、個人市県民税の4期が12月から1月にそれぞれ変更になり、両税ともに5期が無くなります。

### 市税を滞納したときは

市税には負担の公平を保つために、定められた納期限までに納税がない場合は督促手数料や延滞金が加算され、納税が遅くなるほど延滞金がかさみ負担が大きくなります。市税を納期限までに納められなくなった場合は、速やかに納税相談にお越しください。納付方法などの相談をお受けします。

## 税関係証明書

税関係証明書の交付申請の際には、窓口に来られた人の本人確認をしますので、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、特別永住者証明書、健康保険証、年金手帳など)をお持ちください。

(注) 代理人の場合は、委任状など本人の委任もしくは同意を証明する書類または代理権限を証明する書類が必要です。(軽自動車税の継続検査用納税証明書の交付申請の際、自動車検査証(写し可)をお持ちの場合は、委任状などは必要ありません)

証明の種類	手数料	1件の基準
公課所得証明	1件 300円	1枚を1件
所得・課税証明	1件 300円	
名寄帳 評価証明書、公課証明書	土地	1件 300円 10筆までを1件 11筆以上は5筆ごとに100円加算
	家屋	1件 300円 5棟までを1件 6棟以上は5棟ごとに100円加算
	償却	1件 300円
住宅用家屋証明書	1件 1,300円	
納税証明書	1件 300円	1枚を1件(年度ごとに1枚)
軽自動車税納税証明書	無料	
国民健康保険税納付確認書	無料	



## 口座振替

市役所で扱う税などの公共料金は、金融機関にある口座から自動振替の方法で納めることができます。口座振替を利用すれば、納期ごとに金融機関などに行かなくても、登録した口座から振り替えられます。

### 口座振替のできる市税など

種類	担当課
市県民税(普通徴収)	税務課
固定資産税	
軽自動車税	
国民健康保険税	
介護保険料(普通徴収)	高齢福祉課
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	保険年金課
上下水道使用料	水道課
簡易水道使用料	
保育所保育料	子育て支援課
学童保育負担金	
市営住宅使用料	都市整備課
住宅新築資金等貸付金	人権啓発課

### 取扱金融機関

- (株)伊予銀行 ●愛媛たいき農業協同組合
- (株)愛媛銀行 ●愛媛信用金庫 ●(株)香川銀行
- 四国労働金庫 ●ゆうちょ銀行・郵便局

### 申込方法

市内の取扱金融機関の窓口にて申込書(大洲市公金口座振替依頼書)があります。通帳・通帳印・納税通知書などを持参してお手続きください。

#### 【注意事項】

- 残高不足などにより振り替えができなかった場合は、再振り替えしていません。口座振替日までに確認してください。
- 口座振替日は、それぞれの担当課にお問い合わせください。

## 国民健康保険

問 保険年金課 ☎24-1713 肱川支所 ☎34-2311  
長浜支所 ☎52-1113 河辺支所 ☎39-2111

病気やけがのとき、安心して医療が受けられるよう、加入者が普段から保険税を出し合ってお互いに助け合う制度です。国民健康保険では、加入者が医療費の一部を負担するだけで、病院やけがの治療を受けることができます。

市内に住んでいる人で、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人と生活保護を受けている人以外は、必ず加入してください。

### こんなときは届け出を(14日以内に)

	こんなとき	届出に必要なもの
加入	転入した	●他市町村の転出証明書 ●印鑑
	職場の健康保険をやめた 職場の健康保険の被扶養者でなくなった	●職場の健康保険をやめた証明書(健康保険喪失証明書) ●印鑑
	子どもが生まれた	●保険証 ●母子健康手帳 ●印鑑
	生活保護を受けなくなった	●生活保護廃止決定通知書 ●印鑑
脱退	転出する	●保険証 ●印鑑
	職場の健康保険に加入した 職場の健康保険の被扶養者になった	●国保と職場の健康保険の保険証(後者が未交付の場合は加入を証明するもの) ●印鑑
	被保険者が死亡した	●保険証 ●死亡を証明するもの ●印鑑
	生活保護を受けるようになった	●保険証 ●生活保護開始決定通知書 ●印鑑
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	●保険証 ●印鑑
	世帯を分ける、一緒にする	●保険証 ●印鑑
	修学のため、家族と離れて別の住所に住む	●保険証 ●在学証明書または学生証 ●印鑑
	保険証を紛失したり、汚れて使えなくなったりした	●使えなくなった保険証 ●印鑑

- 本人確認書類とマイナンバーが分かるものが必要です
- 本人確認書類は、免許証、パスポートなどの顔写真がある公的書類の場合は1点、顔写真がないものについては2点必要です



## 交通事故などで受診した場合

交通事故やけんかなど第三者の加害行為で受診した場合、保険者へ「第三者行為による傷病届」の届け出を行えば、国民健康保険を使って治療を受けられることがあります。この場合、国民健康保険から医療機関へ治療費の7割～9割を支払い、被害者に代わって、国民健康保険が加害者へ請求します。ただし、加害者から直接治療費などを受け取っている場合は、国民健康保険は使えません。**第三者行為による治療を受けたり、相手方と示談を行ったりする際は必ず保険年金課に連絡してください。**

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入する70歳未満の人や、70～74歳の住民税非課税世帯の人が入院する場合、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に掲示すれば、1つの医療機関での1カ月ごとの支払額（保険診療分）が、高額療養費の自己負担限度額までになります。（食事代や保険適用外の差額ベッド代、室料などは別途負担）  
70～74歳の現役並み所得者と一般の人は、保険証を医療機関に掲示すれば、自己負担限度額までの支払いとなるため、「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。  
※自己負担限度額は、年齢や所得などにより異なります。詳しくは保険年金課・各支所にお問い合わせください。

## 受けられる給付

### 高額療養費

病気やけがなどで医療機関などにかかり、医療費を一定額以上負担したときは、自己負担限度額を超えた分が申請により払い戻されます。医療機関などにかかった月から2カ月以降に通知が来ます。

※手続きには医療機関の領収書が必要です

※自己負担限度額は、年齢や所得などにより異なります。詳しくは保険年金課・各支所にお問い合わせください



### 療養費

次のような場合は、いったん全額自己負担ですが、申請して認められれば一部負担金を除いた額が支給されます。

- 緊急のときなどやむを得ない事情で、保険証を持たずに医療機関を受診したとき
- 医師が必要と認めてコルセットなどの治療用装具を購入したとき
- 国民健康保険を扱っていない柔道整復師の施術代（骨折・脱臼、捻挫など）
- 輸血のための生血代（病院で購入した場合）
- 医師が必要と認めて指示した、はり・きゅう・マッサージ代
- 海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき（治療目的の渡航は対象外）

### 出産育児一時金

出産したときに支給されます。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給。原則、出産費用は国民健康保険から医療機関に直接支払います。

※他の医療保険から出産育児一時金が支給される人は、国民健康保険からは支給されません



### 葬祭費

死亡したとき、葬祭を行った人に支給されます。

## 後期高齢者医療制度

問 保険年金課 ☎24-1713 肱川支所 ☎34-2311  
長浜支所 ☎52-1113 河辺支所 ☎39-2111

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）は、主に75歳以上の医療費を国民全体で支える独立した医療保険制度です。

### 加入する人

75歳以上の人や一定の障がいがある65歳以上で、申請により広域連合の認定を受けた人（生活保護受給者を除く）。75歳の誕生日以降は、それまで医療を受けていた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などから脱退して、後期高齢者医療制度に移り、「後期高齢者医療被保険者証」が一人に1枚交付されます。

※75歳になったことによる加入届け出は不要です

### 保険料

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。



## 保険料の納め方

年金受給額などによって、「特別徴収(年金からの支払い)」と「普通徴収」の2通りに分かれます。

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」での納付が原則です。

年金受給額などによっては納付書または口座振替による「普通徴収」で納付します。

以下の条件に該当する人は、年6回の年金支給月にその年金から天引きされます。

- 天引き対象となる年金が年額18万円以上
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が天引き対象となる年金額の2分の1を超えない

## 保険料の納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
	仮徴収						本徴収					

7月に年間の保険料額が決定します。

普通徴収の場合…7月から徴収開始

特別徴収の場合…保険料が決定するまで(1期～3期)は、前年度の2月に天引きされた額と同額が天引き。決定後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が残りの3期に分けて天引き。

この条件に該当しても、新たに被保険者となる人や転入した人・前年度保険料が還付になった人は、普通徴収となる期間があります。

## 振替口座の登録

口座振替であれば、保険料の納付の手間が省け、納付忘れがなく便利です。

※後期高齢者医療保険料として新たに「大洲市公金口座振替依頼書」の届け出が必要です。直接金融機関へ提出してください。

## 医療を受けるときの負担額(一部負担金)

医療機関で医療を受けたときに窓口で支払う費用は、医療費の1割です。ただし、現役並みの所得者(同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人)は3割です。

※申請をして認定を受けると、1割負担になる場合があります。

## 医療費が高額になったとき(高額療養費)

1カ月の医療費が高額になったときは、後日、所得に応じて、自己負担限度額を超えた分が支給されます。(愛媛県後期高齢者医療広域連合から支給)

## 入院時の食事代

入院したときは、食費の標準負担額を自己負担します。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示することで、医療費の負担限度額や入院時の食事代が減額されます。該当する人は、保険年金課・各支所窓口で認定証の交付を申請してください。

(認定証を提示しないと減額されません)

認定証は申請した月の初日から有効です。

今まで加入していた保険で認定証の交付を受けていた場合も、新たに愛媛県の後期高齢者医療制度に加入した場合は、改めて申請が必要です。

## 高額医療・高額介護合算制度

後期高齢者医療制度と介護保険の両方に自己負担がある世帯で、1年間(毎年8月～翌年7月末)の自己負担額の合算額が高額になるときは、申請すれば、自己負担限度額を超える額が支給されます。

「医療費」、「食事の標準負担額」および「高額医療・高額介護合算制度」の所得区分に応じた自己負担限度額については、毎年、被保険者証更新時にお送りする「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

## 被保険者が死亡したとき(葬祭費の支給)

葬祭を行った人(喪主)に、葬祭費として2万円を支給します。

### 申請に必要なもの

- 保険証
- 喪主の名前が確認できるもの(会葬御礼のはがきなど)
- 印鑑(喪主認め印で、朱肉を使うもの)
- 喪主の通帳など振込口座が分かるもの

## こんなときは届け出を

	こんなとき	届出に必要なもの
加入	転入した	●印鑑 ●負担区分証明(県外から転入する場合)
	一定の障害のある人が65歳になった、または一定の障害がある状態となり認定を希望する(65~74歳)	●国民年金証書 ●各種手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)など障害の程度が確認できる書類 ●印鑑
	生活保護を受けなくなった	●生活保護廃止決定通知書 ●印鑑
脱退	転出する	●保険証 ●印鑑 ●限度額適用・標準負担額減額認定証 ●特定疾病療養受領証
	広域連合による障害認定を撤回する(65~74歳)	●保険証 ●印鑑 ●限度額適用・標準負担額減額認定証 ●特定疾病療養受領証
	生活保護を受けるようになった	●保険証 ●生活保護開始決定通知書 ●印鑑
	被保険者が死亡した	●保険証 ●葬祭執行者の預金通帳 ●印鑑
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	●保険証 ●印鑑 ●限度額適用・標準負担額減額認定証 ●特定疾病療養受領証
	世帯を分ける、一緒にする	●保険証 ●印鑑 ●限度額適用・標準負担額減額認定証 ●特定疾病療養受領証
	自己負担割合が3割で収入額が一定の基準額に満たない	●対象者の収入状況の分かるもの ●印鑑
	住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受ける	●保険証 ●印鑑
	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受けた低所得者Ⅱの人が、認定を受けてからの入院日数が過去1年間で91日以上となった(長期入院該当)	●病院などが発行する入院期間が分かる領収書など ●保険証 ●印鑑 ●限度額適用・標準負担額減額認定証(すでに渡しているもの)
	人工透析を必要とする慢性腎不全・血友病などの治療を受ける	●医師の意見書 ●保険証 ●印鑑
保険証などを紛失したり、汚れて使えなくなった	●本人確認書類 ●使えなくなった保険証 ●印鑑	

- 手続きの際は、本人確認書類とマイナンバーが分かるものが必要です
- 本人確認書類は、免許証、パスポートなどの顔写真がある公的書類の場合は1点、顔写真がないものについては2点必要です
- 申請・届け出を被保険者本人、法定代理人以外の人が行う場合、委任状が必要です



## 国民年金

☎ 保険年金課 ☎24-1713 弘川支所 ☎34-2311  
長浜支所 ☎52-1113 河辺支所 ☎39-2111

国民年金は老後の暮らしや、働き手を亡くしたり、けがや病気で障がい者になったりした場合の生活を安定させるためのもので、国が運営している制度です。

### 国民年金加入者



第1号  
被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生



第2号  
被保険者

- 厚生年金に加入している人
- 会社員
  - 公務員



第3号  
被保険者

- 第2号被保険者の被扶養配偶者
- 会社員の妻
  - 公務員の妻

#### 保険料の納め方

保険料は、日本年金機構から送られる納付書で、銀行や郵便局、コンビニエンスストア、農協・漁協などで納めてください。口座振替が便利です。

#### 任意保険加入者

- 次の場合は希望により加入することができます。
- 外国に住む20歳以上65歳未満の日本人
  - 60歳以上65歳未満で資格期間が不足している人

## 国民年金の種類

老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上(最大40年)ある人が、原則65歳から受ける年金
障害基礎年金	被保険者期間の3分の2以上保険料を納めているなど、一定の条件に該当し、病気やけがなどで重い障害があるときに受ける年金
遺族基礎年金	被保険者期間の3分の2以上保険料を納めているなど、一定の条件に該当する人が死亡したとき、残された子を持つ配偶者か子が受ける年金
寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格のある夫が年金を受給せずに死亡したとき、死亡時まで引き続き10年以上婚姻関係にあった妻が60～65歳の間に受ける年金
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けず死亡したとき、遺族が受ける一時金
脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6カ月以上納付した外国人で、老齢基礎年金などの受給権を有したことがない場合、出国後2年以内に請求を行えば、支給されます。

## こんなときは届け出を

こんなとき	手続きに必要なもの
会社などに勤めていない人や学生が20歳になったとき	●学生証(学生の場合) ●朱肉を使う印鑑(代理人の場合)
60歳になる前に会社などを退職したとき	●年金手帳 ●離職票など(退職の証明ができるもの) ●朱肉を使う印鑑(代理人の場合)
配偶者が退職した場合や、収入が増え被扶養配偶者でなくなったとき	●年金手帳 ●離職票または資格喪失証明書 ●朱肉を使う印鑑(代理人の場合)
第1号被保険者の住所変更・氏名変更があった場合	●年金手帳 ●朱肉を使う印鑑(代理人の場合)

## 国民年金保険料

第1号被保険者は、国民年金保険料を日本年金機構が発行する納付書などで直接納付するか、座振替で納めます。

### 国民年金保険料に関する届け出

こんなとき	手続きの方法	手続きの場所
<input type="checkbox"/> 座振替・クレジットカードで納付したい	<input type="checkbox"/> 座振替・クレジットカード納付の依頼書を提出	<input type="checkbox"/> 座振替…金融機関、年金事務所 クレジットカード…年金事務所
<input type="checkbox"/> 座振替・クレジットカード納付をやめたい	<input type="checkbox"/> 座振替・クレジットカード納付の辞退書を提出	<input type="checkbox"/> 座振替…金融機関、年金事務所 クレジットカード…年金事務所
納付書を紛失した	再交付の依頼をする	年金事務所

保険料が未納の状態、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

## 保険料の免除・猶予制度があります 問 松山西年金事務所 ☎089-925-5105 **まずは申請を**

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、納付が免除されます。申請して、その世帯構成員(世帯主、被保険者、配偶者)それぞれの所得額(収入)が基準額内であれば、保険料の全額か一部(半額・3/4・1/4)が免除されます。

### 手続きに必要なもの

- 年金手帳、朱肉を使う印鑑(代理のとき)
- 学生…学生証か在学証明書
- 退職したとき…離職票または雇用保険受給資格者証

### 届け出先

保険年金課・各支所

### 学生納付特例制度

学生は、在学中の保険料を後で納めることができます。

### 納付猶予制度

50歳未満の人は、保険料の納付を猶予する制度があります。